様式第1号（第6条関係）

年　　月　　日

安芸高田市長　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　事業者　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名または名称及び代表者

㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（担当者氏名；　　　　　　　　　　）

安芸高田市優良住宅団地開発支援補助金交付申請書

　安芸高田市優良住宅団地開発支援補助金の交付を受けたいので、安芸高田市補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

　１．補助対象事業の区分　　安芸高田市優良住宅団地開発支援事業

　２．交付申請額　　　　　　金　　　　　　　　　円

　３．添付書類

　　　　　・事業計画書

　　　　　・収支予算書

　　　　　・実施設計書

　　　　　・設計図書

　　　　　・安芸高田市優良住宅団地開発認定通知書の写し

　　　　　・造成工事着工前の写真

　　　　　・税の完納証明書（市税・都道府県民税・法人税又は所得税・消費税）

　　　　　・その他市長が必要と認める書類

安芸高田市優良住宅団地開発支援補助金交付申請同意書

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 宅地建物取引業（昭和27年法律第176号）第65条第2項又は第4項の規定による業務の停止命令を受けていません。 |
| □ | 建設業法第3条第1項の許可を受けている者にあっては、同法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止命令を受けていません。 |
| □ | 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしない者又は申立てをなされていない者である。 |
| □ | 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者である。 |
| □ | 建設業者等指名除外要綱（平成16年訓令第77号）に基づく安芸高田市から指名除外の措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者である。 |
| □ | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項から第4号又は第6号のいずれにも該当しない者である。 |
| □ | 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けていない者である。 |
| □ | 法人にあっては、安芸高田市税（該当のある場合に限る。）、本店所在地の都道府県民税、法人税及び消費税を滞納していない者である。　個人にあっては、安芸高田市税（該当のある場合に限る。）、住所地の都道府県民税、所得税及び消費税を滞納していない者である。 |

　安芸高田市優良住宅団地開発支援補助金交付申請にあたり上記の事項に該当しません。また、上記の事項について、関係部署に対し安芸高田市長が調査・照会することに異議なく同意します。

　なお、交付申請の記載又は上記事項に偽りがあると補助金の交付を受けれない場合や、交付決定後において返還の対象となっても異議がありません。

【承諾者】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業者名 | 氏名又代表者名 | 住　　　　所 | 生年月日 | 押印 |
|  |  |  | 年　　月　　日 | ㊞ |
|  |  |  | 年　　月　　日 | ㊞ |
|  |  |  | 年　　月　　日 | ㊞ |
|  |  |  | 年　　月　　日 | ㊞ |